

# 滋賀県渇水対応タイムライン(令和6年7月版)

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	滋賀県の渇水時の体制とその対応	淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)			
			河川管理者 (国・府・県等)	自治体 (府・県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等
▽-60cm程度 渇水発生前	自主的な制限(15日程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆50cm ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)</li> <li>◆55cm ・担当者による情報共有開始</li> </ul>	適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖湖岸で水草刈取り	自治体 ◆庁舎等の水回りの整備・点検	利水者 ◆取水・送配水施設の整備・点検	一般家庭・事業者等 節水 ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を開める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆60cm ・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)</li> <li>◆65cm ・水位低下連絡調整会議の設置(議長:土木交通部長) ・水位低下に関する庁内の連絡調整 ・「水を大切に」呼びかけ ・水位低下による影響調査(目視による簡易調査)</li> <li>◆75cm ・水位低下警戒本部の設置(本部長:副知事) ・水位低下による影響調査(庁内一斉) ・県庁舎等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ(琵琶湖・淀川水系で同時) ・節水キャンペーン(琵琶湖・淀川水系で同時) ・国への要望(水位低下抑制のための早急な対応) ・水資源機構への要望(航路確保、内湖水位保持)</li> </ul>	適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り	自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
▽-90cm程度 水位が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	自主的な制限(15日程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆90cm程度(取水制限開始) ・渇水対策本部の設置(…琵琶湖・淀川渇水対策会議における取水制限の取組に合わせて設置(本部長:知事) ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査(庁内一斉) ・県庁舎等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望</li> </ul> ※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に部会を設置	適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
▽-110cm程度 水位の低下が進行し段階的に水利用の制限を強化している状況		取水制限(20日程度)	適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
▽-130cm程度 水位の低下が深刻化している状況	異常渇水期 取水制限(40日程度)	適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化	
▽-150cm		適切な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	自治体 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	利水者 ◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	情報収集、節水強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	

※滋賀県渇水対応タイムラインは国土交通省の「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」に滋賀県の渇水時の体制とその対応を加筆したものであり、淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムラインの注釈は以下の通りです。

「淀川水系(琵琶湖・淀川渇水対策会議)渇水対応タイムライン(令和3年4月版)」注釈  
 ※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。  
 ※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。  
 ※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。